

軽自動車税（種別割）についてのお知らせ

- 軽自動車税（種別割）は、原動機付自転車、軽２輪車、小型２輪車、小型特殊自動車、軽自動車（３輪、４輪）を４月１日現在に所有している方に課税されます。
- 軽自動車税（種別割）の納期限は５月３１日です

<税額>

◎原動機付自転車・軽２輪車・小型２輪車・小型特殊自動車

車両区分		税率（年税額）
原動機付自転車	50cc以下（特定小型原付を含む）	2,000円
	50cc超 90cc以下	2,000円
	90cc超 125cc以下	2,400円
	ミニカー	3,700円

車両区分		税率（年税額）
軽2輪車（125cc超 250cc以下）		3,600円
小型2輪車（250cc超）		6,000円
小型特殊	農耕作業用のもの	2,400円
	その他のもの	5,900円

◎３輪・４輪の軽自動車

車 両 区 分			税率（年税額）		
			①平成27年3月31日以前に新規登録した車両	②平成27年4月1日以降に新規登録した車両	③新規登録から13年を経過した車両
3 輪			3,100円	3,900円	4,600円
4輪	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円

- ・平成27年3月31日以前から所有している車両や平成27年3月31日以前に新規登録した車両の中古車を取得した場合は、表の①の税率が適用されます。
- ・平成28年4月1日以降に新規登録した車両（新車）は、表の②の税率が適用されます。
- ・新規登録から13年を経過した車両は、表の③の税率が適用されます。（電気自動車、燃料電池車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンハイブリット自動車及び被けん引車を除く）
（自動車検査証の初度検査年月日の欄で確認できます。）

◎３輪・４輪の軽自動車にかかるグリーン化特例について

車 両 区 分			税率（グリーン化特例）		
			①概ね75%軽減	②概ね50%軽減	③概ね25%軽減
			電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車（★）	令和12年度燃費基準90%達成 かつ 令和2年度基準達成（★★）	令和12年度燃費基準70%達成 かつ 令和2年度基準達成（★★）
3 輪			1,000円	2,000円 （乗用営業用に限る）	3,000円 （乗用営業用に限る）
4輪	乗用	自家用	2,700円	適用なし	適用なし
		営業用	1,800円	3,500円	5,200円
	貨物	自家用	1,300円	適用なし	適用なし
		営業用	1,000円	適用なし	適用なし

- ・令和5年4月1日から令和6年3月31日までに新規登録した車両（新車）で、環境負荷の小さい車両については、排出ガス・環境性能の基準に応じて令和6年度分の税率が軽減されます。
 - ★：天然ガス自動車は、平成30年排出ガス規制適合又は平成21年排出ガス規制窒素酸化物10%以上低減のもの
 - ★★：ガソリン車・ハイブリッド車で、平成30年排出ガス基準50%低減達成車、又は平成17年排出ガス基準75%低減達成車
- ※各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。

軽自動車税についてのお問い合わせ

五泉市役所 税務課・市民税係 電話 43-3911 内線:266